



お知らせ

介護保険事業審議会
 を傍聴できます

【日時】 8月21日(水)
 午後2時～4時
 午後1時45分までに直接
 会場へ。

【会場】 青戸地区センター
 (青戸5-20-6)
 【定員】 35人
 【担当課】 介護保険課
 ☎(5654)8246

区議会議員・区長選挙
 立候補予定者説明会

11月に執行を予定している
 区議会議員・区長選挙の
 立候補届出・選挙運動・収
 支報告などの説明を行います。
 立候補を予定している方

は必ずおいでください(付
 き添いの方は1人まで)。

【日時】 9月3日(火)
 午後1時30分～3時30分

【会場】 テクノプラザかつ
 しか(青戸7-2-1)
 駐車場は有料です。

【担当課】 選挙管理委員会事務局
 ☎(5654)8493

広島・長崎原爆死没
 者へ黙とうのお願い

原爆死没者の冥福を祈り、
 世界の恒久平和の実現を祈
 念するため、原爆が投下さ
 れた時刻にそれぞれ1分間
 の黙とうをお願いします。

【日時】
 ▼広島市 8月6日(火)
 午前8時15分
 ▼長崎市 8月9日(金)
 午前11時2分

【担当課】 総務課
 ☎(5654)8136

テクノプラザかつしか
 休館します

電気設備のメンテナンス
 のため、次の期間休館します。

【休館期間】
 8月10日(土)・11日(日)
 【担当課】 産業経済課
 (青戸7-2-1)テクノプ
 ラザかつしか内
 ☎(3838)5554

引火性のあるものは
 ごみ収集できません

花火やマッチなど引火性
 のあるものは、必ず使い終
 わってから燃やすごみの日
 に集積所へお出しください。
 未使用の花火やマッチなど
 を処分する場合は、専門業
 者に依頼してください。

【業務縮小期間】
 9月2日(月)～11月12日(火)
 【開室日】 月々金曜日

スプレー缶、カセットボ
 ンベ、使い捨てライターは
 中身を完全に使い切つてか
 ら、他のごみと分けて、別
 の袋に入れて燃やさないご
 みの日にお出しください。

【担当課】 清掃事務所
 ☎(3693)6113

男女平等推進センター
 図書資料室の業務を
 一時縮小します

ウイメンズパル(立石5
 -27-1)の改修工事に伴
 い、図書資料室では、所蔵
 資料の閲覧・貸し出しはで
 きません。ウイメンズパル
 1階受付で、各図書館の予
 約図書を受け付け・貸し出
 し・返却業務のみ行います。

【開室日】 月々金曜日

8月は「道路ふれあい月間」です

道路は、皆さんの大切な公共財産です。一人一人の気遣いで誰
 もが安心して利用できる道路にしましょう。

道路上にものを置いたままにすることは、法律で禁止されています

事業主の方へ

▷道路上に商品や置き看板を置くことはできません。商品や置
 き看板などで歩道がふさがれ、歩行者は危険な車道を歩くこ
 とになり、特に、車椅子や目の見えない障害を持った方にとつ
 ては、とても危険です。

▷のぼり旗を道路上に置いたり、ガードパイプに取り付ける
 ことはできません。

歩行者の通行の妨げとなるばかりでなく、自転車・オート
 バイなどの交通事故の原因となります。

区では、皆さんからの通報やパトロールなどにより、区が
 管理している道路上にある、商品や置き看板などについて、
 自主的に撤去していただくよう指導を行っています。

安全で人にやさしい道路にするため、皆さんのご協力をお
 願いします。

【担当課】 道路管理課 ☎5654-8381

そこで看板・日よけを設置する場合は、道路の占用許可と占用料が必要です

道路は災害時における避難通路となります。そこで看板など
 を設置するには、道路の機能を妨げない範囲内での占用許可
 と、占用料が必要です。また、設置には以下の基準があります。

そこで看板

道路境界線からの出幅は1m以内です。
 路面から看板の下端が歩道では2.5m以上、車道では4.5m
 以上です。

日よけ

8m以上の道路または歩道上では、道路境界線からの出幅
 は1m以下です。8m未満の道路では出幅は0.5m以下です。
 路面から日よけの下端は2.5m以上です(固定的に取り付け
 た日よけは車道においては4.5m以上)。



この基準に合致していないものは、改築の際、改善してく
 ださい。

【担当課】 道路管理課 ☎5654-8379

午前9時～午後5時
 【休室日】 土・日曜日、祝日

【担当課】 男女平等推進センター
 ☎(5698)2211

地域活動団体が行う事
 業への補助申請(後期)
 を受け付けます

区民との協働によるまち
 づくりを推進するため、地
 域活動団体が自主的・主体
 的に取り組んでいる社会に
 貢献する事業に対し、その
 経費の一部を補助します。

【事業の要件】 1年以上継
 続した活動実績のある団体
 (法人格の有無を問わない)
 が、平成25年度内に実施す
 る社会貢献活動事業

詳しくは区ホームページ
 か地域振興課、区民事務所
 などにある募集要項をご覧
 ください。

【補助額】
 補助対象事業費の2分の1
 以内(限度額30万円)

【審査】 審査会による審査
 を経て、補助の可否と補助
 額を決定します。

【申請期間】
 9月2日(月)～17日(火)

【申請方法】
 区ホームページか地域振
 興課(区役所4階405番
 にある申請書に必要事項を
 書いて、持参か郵送(必着)

【申請・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所
 地域振興課
 ☎(5654)8219

児童扶養手当を振り
込みます

平成25年4～7月分を支
 給します。個別の支払通知

**参議院議員選挙の投票率を
 お知らせします**

7月21日(日)に行われた参議院(東京都
 選出)議員選挙の葛飾区内の各投票所の
 投票率です。

【担当課】 選挙管理委員会事務局
 ☎5654-8493～6

投票所	投票率(%)	投票所	投票率(%)	投票所	投票率(%)
立石中	52.84	白鳥小	50.44	水元小	46.86
葛飾小	55.91	宝木塚小	50.11	半田小	50.93
梅田小	53.29	四ツ木中	52.96	東金町小	52.41
本田小	52.76	堀切中	51.10	金町小	54.21
川端小	51.69	堀切小	53.52	末広小	52.91
渋谷小	50.28	旧小谷野小	54.57	新宿小	52.48
旧西渋谷小	50.00	双葉中	51.18	住吉小	55.07
木根川小	51.90	南綾瀬小	52.65	北野小	53.88
上平井小	52.33	こすげ小	49.23	柴又小	53.64
二上小	49.92	西小菅小	49.07	東柴又小	54.96
上平井中	50.32	上千葉小	53.38	鎌倉小	50.89
松上小	50.49	青葉中	52.19	高砂中	53.55
小松南小	49.19	道上小	49.31	細田小	48.15
新小岩南集い交流館	50.19	中之台小	50.46	西亀有小	51.74
小松中	48.79	亀有中	51.23	花の木小	55.96
南奥戸小	49.82	亀青小	50.42	葛美中	48.14
奥戸小	47.29	原田小	53.68	柴原小	53.87
青戸小	51.28	飯塚小	49.98	在外投票	35.79
青戸中	53.21	幸田小	46.20	区内平均	51.36

就学援助費を振り込
みます

【振込予定日】 8月15日(木)

支給金額・費目などは、
 学年や認定区分・申請月に
 よって変わります。結果通
 知に同封の支給額一覧表を
 ご覧ください。

25年度就学援助費をまだ
 申請していない方は申請し
 てください。申請方法など
 詳しくはお問い合わせくだ
 さい。

【担当課】 学務課
 ☎(5654)8457

高齢の方・障害のあ
る方へ
紙おむつなどを支給
します

申請後に郵送するパンフ
 レットの中からご希望のお
 むつなどを選んで注文して
 ください。自宅などへお届
 けします。

高齢の方

高齢の方は要介護度によ
 って注文できる数量が異な
 ります。

【対象】 紙おむつの支給対
 象者で、入院などにより区
 の支給する紙おむつが使用
 できない方

8月はおむつ使用料の請求
月です

おむつ使用料の補助を受
 けている方は、8月20日(火)
 までに請求してください。

【請求に必要な物】
 印鑑・領収書(4～7月分
 のおむつ使用料の金額、本
 人の氏名および品名などが
 書いてある物)・本人名義
 の預金通帳

申請月分より支給または
 補助します。

【申請方法】 窓口で申請し
 てください。郵送での申請
 もできますので、お問い合
 わせください。申請書をお
 送りします。

【申請・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所
 (区役所2階201番)
 高齢者支援課
 ☎(5654)8259

